

日本 NP 学会会則

平成 27 年 5 月 30 日

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は日本 NP 学会（Japan Society of Nurse Practitioner）という。

第 2 条 本会の事務局は、大分県大分市廻栖野 2 9 4 4 番地 9 「大分県立看護科学大学内」に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 本会は、診療看護師（NP）の実践・教育・研究活動を通して、人々の生活と健康に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、学術交流を目的とする学術集会の開催
- 二、学会誌等の発行
- 三、診療看護学の探求および診療看護師（NP）の質向上に必要な教育、調査及び研究
- 四、関係団体との連絡及び協力
- 五、その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一、正会員（個人）
- 二、学生会員（個人）
- 三、賛助会員（個人、団体）
- 四、名誉会員

第 6 条 正会員とは、診療看護学（論）および診療看護師（NP）の実践・教育・研究活動に関心のある個人で、本会の目的に賛同し所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得た者をいう。

2. 正会員は、総会に出席し、議決権を行使することができる。
3. 正会員は、学会誌に投稿し、学術集会で発表し、学会誌等の配布を受けることができる。
4. 学生会員は、全ての大学院で学んでいる者をいう。

第7条 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本会の事業を支援するため所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得た者または組織をいう。

2. 賛助会員はオブザーバーとして総会に参加することができる。
3. 賛助会員は学会誌の配布を受けることができる。

第8条 名誉会員とは、本会の発展に多大な貢献をした者で、理事長が推薦し理事会の承認を得た者とする。

2. 名誉会員は総会に出席し意見を述べるができる。
3. 名誉会員は学会誌の配布を受けることができる。
4. 名誉会員は会費の納入を必要としない。

第9条 本会に入会を認められた者は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、理由のいかんを問わず、これを返納しない。

第10条 会員は次の理由により、その資格を失う。

- 一、退会
- 二、会費の滞納（1年間）
- 三、死亡または失踪
- 四、除名
 2. 退会を希望する会員は、退会届を理事会へ提出しなければならない。
 3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく反する行為のあった会員は、理事会の議を経て理事長がこれを除名することができる。

第5章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- 一、理事長 1名
- 二、副理事長 2名
- 三、理事 16名
- 四、その他、理事長が指名した理事2名以内
- 五、監事 3名

第12条 役員を選出は次のとおりとする。

- 一、理事（前条四に定めるものを除く）及び監事は、総会において正会員の中から選出する。

- 二、理事長および副理事長は理事の互選により選出する。
- 三、理事長は、本会の運営を円滑に図るため、正会員の中から2名以内の理事を指名できる。

第13条 役員は任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中で交替した役員は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第14条 役員は次の職務を行う。

- 一、理事長は本会を代表し会務を総括する。
- 二、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはこれを代行する。
- 三、理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 四、監事は理事の職務の執行および本会の会計、資産を監査する。

第6章 会議

第15条 本会に理事会をおき、次の職務を行う。

- (1) 総会の開催に係る事項
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) その他理事長が必要とする業務執行の決定

第16条 理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 理事会は年1回以上開催する。ただし、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は臨時にこれを開催しなければならない。
3. 理事会は理事の過半数の出席を以て成立する。
4. 理事会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち議長が指名する理事1名が、これに署名押印する。

第17条 総会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 総会は、正会員数の10分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
3. 通常総会は、年1回開催する。
4. 臨時総会は、正会員の5分の1以上から請求があったとき、および理事会が必要と認めたとき理事長が招集して開催しなければならない。
5. 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち議長が指名する理事1名が、これに署名押印する。

第 18 条 総会は次の事項を議決する。

- 一、事業計画及び収支予算に関する事項
- 二、事業報告及び収支決算に関する事項
- 三、その他理事長または理事会が必要と認める事項

第 19 条 総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

第 20 条 本学会の事業を推進するために必要があるときは、委員会、地方研究会を設置することができる。

2. 委員会、地方研究会に関する必要な事項は理事会において、別に定める。

第 7 章 学 術 集 会 等

第 21 条 学術集會會長（以下、大会長という）は、理事会で正会員の中から選出し総会の承認を得る。

2. 大会長の任期は 1 年とする。
3. 大会長は学術集會を主宰する。
4. 必要に応じ委員会、分科会を持つことができる。

第 8 章 学 会 誌

第 22 条 学会誌は年 1 回以上発行する。

2. 学会誌を発行するために編集委員会を置く
3. 編集委員長は理事長が任命する。

第 9 章 会 計

第 23 条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の予算及び決算は、総会の承認を受け、学会誌に掲載しなければならない。

第 24 条 本会の会計年度は各年 4 月 1 日にはじまり翌 3 月末日をもって終わる。

第 25 条 学術集會の費用は、学術集會参加費をもって充てる。ただし、その決算報告は理事会において行う。

第 10 章 会 則 変 更

第 26 条 本会則の変更は、理事会の議を経たのち総会の承認を得る。

2. 前項の承認は、第 19 条の規定にかかわらず出席者の 3 分の 2 以上の

賛成を必要とする。

第 11 章 雑 則

第 27 条 この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は別に定める

附則

本会則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。